

秋田市ごみルール

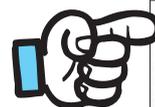
ごみの分け方と出し方

各地区のごみ集積所や収集日は、町内会長か近所のかたへおたずねください。収集日は「家庭から出るごみの分け方・出し方」(右下参照)やホームページでもご覧いただけます。
<http://www.city.akita.jp/city/ev/>

問い合わせ 環境都市推進課 ☎(866)2943

種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
家庭ごみ	○生ごみ(水分をよく切る) ○ゴム・ビニール製品 ○プラスチック類 ○陶磁器類 ○ガラス類 ○皮革製品 など	白色半透明の指定ごみ袋(赤印刷)か、透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	・ガラスくず、電球、竹串など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れる	週2回
金属類	(金属の割合が50%以上のもの) (1辺の長さが50cmを超えないものを)	透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	・家庭品の電池ははずす ・とがったものや刃物などは紙に包んで「キケン」と書く	月1回
ペットボトル	(キャップは家庭ごみへ)	透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	・中を軽くすすぐ ・塩ビボトル、食用油のボトルは「家庭ごみ」	月1回
空きびん	(キャップは家庭ごみへ)	袋に入れて、回収箱へ	・中を軽くすすぐ	月2回
ガス・スプレー缶		空きびんと同じ回収箱へ	・火の気のない風通しの良いところで穴を空ける	月2回
空き缶		透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	・中を軽くすすぐ	月2回
使用済み乾電池		透明の小袋に入れて空き缶の袋へ	・ボタン型・充電式電池は販売店へ	月2回
古紙類	○新聞・チラシ ○雑誌・雑がみ ○ダンボール ○紙パック	それぞれ分けて、紙ひもでしばる	・粘着テープで束ねない ・写真、防水加工紙、内側にアルミ加工された紙パックなどは「家庭ごみ」へ	月2回
粗大ごみ(戸別の有料収集)		受け付け専用電話☎(839)2002	平日の午前9時～午後4時	

ごみ集積所には収集日の朝6時から8時までに出してください。
 収集日前日や収集後には、ごみを出さないでください。



ごみの分け方・出し方、収集日程はこれで！

「ごみの分別マニュアル」家庭から出るごみの分け方・出し方」もご利用ください。次の窓口でさしあげます。

配布窓口

- 市民課 環境部(寺内蛭根)
- 土崎支所
- 西部市民サービスセンター
- 河辺・雄和市民センター
- アルヴェ駅東サービスセンター
- 各公民館・地域センター・コミュニティセンター



ごみ出しは「秋田市指定ごみ袋」でお願いします
 レジ袋でのごみ出しはできません

市で収集しないごみ

引越し、庭木の刈り込みなどで多量に発生するごみ。食堂、会社など事業所から出るごみ。許可業者へ依頼するか、総合環境センター(839)4816(河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1)へ連絡し、自分で搬入してください。総合環境センターに持ち込んだときのごみ処理手数料は10*112円です。プロパンガスボンベ、農薬、廃油、バッテリーなど危険なもの。販売店などに回収を依頼してください。洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫。販売店に引き取ってもらうことになっていきます。買った店が分からない時は、環境都市推進課へお問い合わせください。☎(866)2943

パソコン 製造メーカーなどへお問い合わせください

事業活動に伴う産業廃棄物 許可業者へ依頼するか、民間の処理場へ搬入してください



引越しの時に出る多量のごみは自分で処理を！
 不法投棄は犯罪です。
 絶対にやめましょう

介護保険

からお知らせ

問い合わせ

介護・高齢福祉課
(福祉棟2階)
☎(866)2069

納入通知書をお送りします



65歳以上のかたに、平成22年度分の介護保険料納入通知書(仮算定分)を4月上旬にお送りします。通知書に書いてある保険料額は、前年度の保険料額を基礎として仮算定したものです。今年度の課税状況に基づいて算定する保険料額(本算定分)は7月ころにお知らせします。

金融機関での窓口納付のかた

...納入通知書(仮算定)と4月～6月分の納付書をお送りします

口座振替のかた...納入通知書(仮算定)をお送りします

、のかたで6月から年金引き落としに切り替わるかたには、年金引き落としのお知らせ(のかたには5月分までの納付書も)を同封します

年金から引き落としされているかた...納入通知書(仮算定)はお送りしません。4月に引き落とされる保険料額は前回(2月)と同額です。10月以降に引き落とされる保険料額で、平成22年度の保険料(年額)に調整します

*平成21年4月から22年3月までに65歳になったかたや秋田市に転入したかたは、6月・8月・10月から年金引き落としに変わる場合があります。変更になる場合は事前にお知らせします

平成22年度の介護保険料

平成21年度～23年度の介護保険料額(65歳以上のかた。年額)は右表のとおりです。平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、3年間で徐々に増えるように設定しています。

*4段階(特例含む)のかたで、次の両方の条件を満たすかたは、2段階か3段階に変更になります。該当する場合は介護・高齢福祉課へご連絡ください。同一世帯に所得税または市町村民税が未申告の20歳～60歳の家族がいる世帯全員が市町村民税非課税者である

所得段階	対象者	平成21年度 保険料額	平成22年度 保険料額	平成23年度 保険料額
1	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者			
2	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	26,346円	26,742円	27,138円
3	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	39,519円	40,113円	40,707円
4 (特例)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の市町村民税非課税者	43,735円	44,392円	45,050円
4	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える市町村民税非課税者	52,692円	53,484円	54,276円
5	市町村民税課税者 (合計所得が125万円未満)	56,908円	57,763円	58,619円
6	市町村民税課税者 (合計所得が125万円以上200万円未満)	65,865円	66,855円	67,845円
7	市町村民税課税者 (合計所得が200万円以上)	79,038円	80,226円	81,414円

介護保険料の減免対象を拡大

平成22年度の介護保険料から、市町村民税非課税世帯で一定の条件を満たすかた(下記 3)も減免の対象となります。納期限の7日前(年金から引き落としのかたは減免を受けようとする月の19日)まで、介護・高齢福祉課へ申請してください。減免の対象(該当するかたはご相談ください)

- 1 災害により、住宅、家財などに著しい損害を受けた場合
- 2 生計を主として維持する者の長期入院、失業などにより収入が著しく減少した場合
- 3 介護保険料の所得段階が「3」で、世帯員の収入や資産などの状況により、保険料の納付が困難と認められる(次の～をすべて満たす)場合
市町村民税非課税世帯
世帯全員の所得見込額が単身世帯で120万円、世帯員が1人増えるごとに60万円を加算した額以下
世帯全員の預貯金などの額が一定額以下
世帯全員が居住用資産など以外に利用できる資産を所有していない
別世帯の市町村民税課税者に扶養されていない



自宅で家族を介護しているかたに 介護用品を支給します

紙おむつ 尿取りパッド 清拭剤 ドライシャンプー 使い捨て手袋を月6,250円まで現物支給します。

対象 要介護4か5で介護保険料の所得段階が1～3(65歳未満の場合は市町村民税非課税)のご家族を自宅で介護しているかた

申請方法 4月・7月・10月・1月の各月7日まで、それぞれ翌月からの3か月分を申請してください。ただし、5月～7月分は4月15日(木)まで申請してください。

今年1月～3月に申請したかたには、4月上旬に申請書を郵送します。

申請場所 介護・高齢福祉課(福祉棟2階) 河辺市民センター 雄和市民センター

問い合わせ 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069